



平成 27 年 3 月 2 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ラ ン ド
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 松 谷 昌 樹
役 職 氏 名 (コード番号 8918 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 部 長 佐 瀬 雅 昭
電 話 番 号 0 4 5 - 3 4 5 - 7 7 7 8 (代 表)

税務訴訟の一部勝訴と税金の還付に関するお知らせ

当社（原告）が、国（被告）に対し平成 23 年 4 月 22 日に提起しておりました法人税課税処分取消訴訟(以下「本訴訟」といいます。)について、平成 27 年 2 月 5 日付で東京地方裁判所より判決(以下「本判決」といいます。)の言い渡しがあり、控訴期限までに控訴手続きがなされなかったことから、当社の一部勝訴が確定いたしました。この判決の確定に従い、本日、東京国税局より国税還付金の振込通知を受理したことにより、国税還付金等約 75 百万円の内容が判明いたしましたので、お知らせいたします。

なお、法人税等が還付されたことにより、今後、地方税（還付加算金含む）も還付される見込みではありますが、現時点では当該地方税の還付金額は判明しておりませんので、今後、判明し次第開示させていただきます。

1. 本訴訟の内容と経緯

本訴訟は、

- ① 平成 19 年 2 月期に共同事業にて取得した土地に付着した権利の抹消に関連する費用の平成 20 年 2 月期における損金計上
- ② 平成 20 年 2 月期及び平成 21 年 2 月期に取引を行った共同事業案件の売上計上時期等に関して、当社と税務当局との間で見解の相違があり、税務当局から指摘を受けたことにより、当社は平成 22 年 2 月期に法人税等の追加計上を行っておりますが、当社は当該追加計上を行わざるを得なかったことを不服とし、国を相手取り訴訟を提起していたものであります。

本判決は、本訴訟の内、上記①について、概ね当社側の主張が認められ、一部勝訴したものであります。当社といたしましては、本判決の一部に当社の主張と異なる内容があり、この点については誠に遺憾であり、控訴することも検討いたしましたが、これまでに本訴訟において、約 3 年 10 ヶ月もの時間と多くの労力を費やしており、さらに時間と労力を費やすことが当社にとって、必ずしも得策ではないものとの判断に加え、すでに過年度

の決算に当該法人税等が計上済みであることから、還付された約 75 百万円と今後還付が見込まれる地方税（還付加算金含む）が、収益として計上される事となり、当社の企業価値の向上に繋がるものとの判断から、控訴を見送ったものであります。

2. 今後の見通し

前述いたしました通り、当社では、既に過年度において法人税、地方税、延滞税等を計上・納付済みであるため、本判決に従い当社に還付された法人税及び還付加算金等約 75 百万円は、平成 27 年 2 月期の収益として計上する予定であります。

なお、今後、地方税（還付加算金含む）も還付される見込みではありますが、当該地方税の還付金額は、現時点では確定しておらず、神奈川県及び横浜市の動向を踏まえ、監査法人と協議の上で計上する予定であります。

また、今回の法人税等の還付及び今後の地方税等の還付により、平成 26 年 12 月 29 日付で開示いたしました業績予想を修正する可能性が生じますが、当社は平成 27 年 2 月末日が事業年度終了日であり、現在、決算作業中であるため、これらの精査を行った上、平成 27 年 2 月期の業績見込みが判明した時点で改めて開示させていただきます。

以 上